

東京税財政研究センター

会 報

第56号

2007. 1. 1 発行

発行人 吉 本 貢

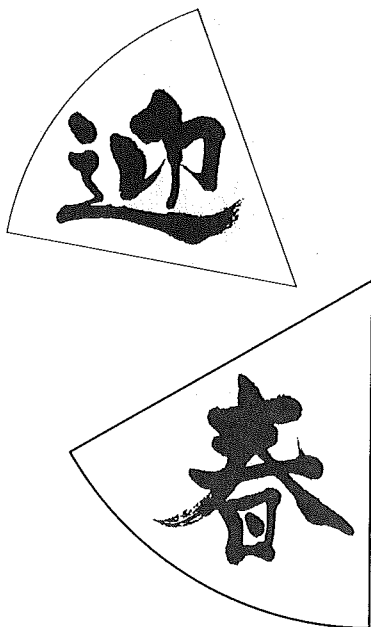
東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com



上海市郊外にて

新春2月7日

公開講座を開催

— 全労連会館（文京区）

消費税・大增税時代—
確定申告 その対策は

政府税調答申と自民・公明与党の税制「改正」大綱が出された。答申も大綱も国民の痛みなど意に介さない“大企業・大資産家減税”中心の改悪がオンパレードである。

御手洗日本経団連会長は「減価償却制度改正などの要望が実現して良かった。法人税の減税もひ

きつづき要望していきたい」と大喜びのようである。

一方で大多数の国民の所得税負担額は今後ますます増えていく政策がめじろ押しである。（消費税増税、所得税の各種控除見直し、給与所得控除の見直し等々）

平成18年分確定申告の申告期にあたり、留意すべき点はどこなのか、審理されるポイントはどこなのか等々、改正税法を良く理解し節税対策をしっかりと行うことは納税者にとっても大切なことである。

与党の税制「改正」大綱では、特殊支配同族法人の役員報酬の損金不算入の基準額は800万から1600万円に引き上げられたが、具体的な対応策はどうとれば良いのかこれからの大きな課題となっている。また、東京国税局が平成17年夏に作成した「税務調査における法律的知识」がようやく開示された。

こうした諸課題について公開講座で少しでも解明・研究していきたい。

会員の皆さんの積極的な参加をお願いしたい。

ついに、開示実現

「調査における法的知識」
(マンガ解説版)

本川 國雄

☆開示まで経過

国税庁は、様々な機構改革も含めて調査体制を強化しようとしています。その一環として各国税局はそれぞれ平成17年7月ころ、一斉に税務調査の法的根拠である「質問検査権」についてその解釈や見解を職員研修用として発遣しました。このことは国税庁が昭和50年3月に「税務調査の法的知識」という小冊子を出して以来のことであり、北村判決等を受けてどのように変化しているのか納税者側にとっては大変興味深いものです。

さて、東京国税局は右欄絵図の表紙のとおり若手職員向けにマンガ本仕立ての解説書をだしました。当税財政研究センターは「開示請求」に取り組むことになり、副理事長・本川國雄が平成17年12月2日開示請求を行い、以後約1年間、国税庁長官への「審査請求」、情報公開・個人情報保護審査会への「意見書」の提出等を行いました。その結果、平成18年11月8日、審査会から「一部不開示とするが開示する」旨の「国税庁の補充理由説明書」が送られてきました。当センターはこれを受け入れることが得策と判断し、開示をう



けました。

☆不開示部分は「納税者の見解」の大部分

開示文書はⅠ. 質問検査権に関する諸問題、Ⅱ. 調査の各場面における諸問題、Ⅲ. 補完調査にまつわる諸問題、Ⅳ. 調査終結に向けての4節で構成されており、それぞれ調査の各場面での対応の仕方や解説をしています。不開示部分は13項目の「納税者の見解」のうち11項目です。

☆不開示部分を補完して出版予定 乞うご期待

当センターでは、早急に不開示部分について判例等をもとに補完し、法律の専門家の見解や開示請求の理由書等を掲載し、実践に役立つものを出版する予定です。

若手職員必見「調査における法的知識」



問題提起	調査の現場では		双方の見解	
	納税者の言い分	調査官の説明	当局の見解	納税者の見解
調査の理由を明らかにする必要があるか？	調査に来た理由、申告のどこに誤りがあるか具体的に示さなければ調査には応じられない。	調査の必要性の理由(選定理由)の判断は税務官庁の裁量にゆだねられている。開示しなければ質問検査権を行使できないものではない。(状況によっては長期未接触などと開示してよい)	選定は、行政の効率的運用の見地から選定基準により合理的に行う。開示しなければ調査ができないというものではない。「申告が正しいかどうか」を確認したり「調査の合理的必要性」は税務官庁の裁量に委ねられている。	不開示・黒塗り
机の中の書類を確認したいと言ったら？	机の中はプライベートなものも入っている。見せる必要がない。必要なものを言えばお出する。	基本的には事業に関する書類が保管されているのではないのか。プライベートなものは確認する必要はありません。(何が必要かといわれたら、机の中のもの全部見せてもらわなければ判断できません。)	時、場所、方法について明らかに不当とならない限り、税務当局の裁量に任されている。必要な場合は納税者に対し、協力が得られるよう必要性を説明し、承諾を得たうえで実施する。	不開示・黒塗り
反面調査は調査法人の了解が必要？	当社に断りなく反面調査をしたな。当社の信用問題にもかかわる。違法調査だ。	調査の正確性を期すため、適法に検査権を行使するもので貴社の了解を必要としない。	適正・公平な課税の実現のために税務職員が必要と認めた場合に行う。納税者本人の了解を必要とするものではない。調査忌避や帳簿書類の提示を拒否している場合は先に反面調査を実施することもありえる。	不開示・黒塗り

自民党税調改革案



07年度の税収は今年度（当初）に比べて7.5兆円程度の増収が見込めるといふ。この好調な税収を背景につくられた07年度税制改革の政府税調答申、与党税制改正大綱がでそろった。「企業・富裕層には恩恵」（朝日新聞 2006. 12. 15）をほどこす偏ったものである。その特徴点を五点にまとめて簡潔に記してみる。

第一に庶民の生活を黙殺した。わが国経済が不況を脱してから5年近くになるが、特徴は企業業績の急速な回復と高収益、対象的に勤労所得の伸び悩みである。

そのため個人消費が低迷して、06年10月は全世帯の消費支出が前年同月比でマイナス2.4%となり、10ヶ月連続して前年割れ（「全国家計調査」総務省）し、政府の経済月例報告も景気の先行き不安材料にあげている。この事態に対応する最低限の政策は07年に全廃する定率減税の実施時期を先送りすることである。しかし税調も政府・与党も議論したあとさえない。

第二の特徴は「国際競争力強化」と「経済成長（力）促進」を理由にした減価償却制度改革で、
1. 償却限度額を廃止、2. 残存価額を1円とする、
3. 電子工業機器等で耐用年数を大幅に短縮する、
4. 償却率を見直してより加速償却を可能にすることとした。その減税額は約4000億円とも6000億円ともいうが、僕には過小な見積もりに思える。それはそれとして恒久減税だから将来の増税に上乗せになる。また減価償却費の増加は資本集約型で高収益を上げている企業ほど減税になり、再投資資金を潤沢にして「強く」するが、勤労者の労働条件向上に結びつき、国民経済を発展させる保障はない。

第三は上場株式等の配当と譲渡益に対する軽減措置を1年延長した。この制度は03年、当時の株価急落に対する緊急措置として採用したもので現在、高資産家優遇以外に存続させる理由がないものである。

第四は選挙対策のために、特に中小企業向けに金のかからない減税を行う。資本金1億円以下の同族会社に対する留保金課税の廃止、取引相場のない株式などにかかる相続時清算制度の創設、特定支店同族会社の役員給与の損金不参入制度で適用除外基準の所得額を1600万円に引上げるなどがそれだが、鞭となる中小企業税制の改革には口を閉ざしている。

第五に給与所得者、年金生活者などの申告に目向け、添付書類の省略などの電子申告を普及す

る改革が目立っている。還付申告の効率化とこの層への将来の増税を見込んでのことだろうが、税理士事務所にも影響をあたえる内容のようにも思える。（熊澤通夫）

○ 続続・私のあしあと ○

私は元税務署員で、現在税理士です。

30年間所得税・法人税の調査を担当しました。署に配属された当時、先輩から聞いた話ですが、去る会で某幹部は『ネズミを捕らぬ猫は、猫じゃない。税金を取らぬ職員も税務職員ではない』と叱咤したということです。税務の職場は、昔も今も勤務内容の密度が高く、精神的にも肉体的にも他の公務員のそれと比較にならないと思います。上のネズミの件で言えば、今時ネズミを捕る猫などは珍しく、そんな猫は「気持ち悪い」生き物とされ、ペット界からは追放こそあれ、相手にされないでしょう。しかし、振返って税務の職場を思うと、私は直接にはネズミの話は聞きませんでした。常に職場は、某幹部の言うその雰囲気は充実していたように思います。私は、税金とは1円余計とってもらえないし、1円少なくとってもらえないものと教育され、調査にあっては、対象がどんな人であっても、自分の親兄弟を調査する時と同じ態度で臨むべきものと自覚し実践してきたつもりです。また調査においては、「徴税」を意識せず法規・原則だけによって正しい所得を算定すべきものとされました。「徴税」を瞬時でも意識すれば、所得計算のそろばんの動きが鈍るのも人間であるがゆえに当然と考えられるからだと思えます。ところが最近では、税務署にも「成績評価」が正規に導入され、調査も徴収も同一人が担当するような構想があるとか聞きます。私どもが教育された、「税金」・「調査」などの公平に関する事項は、いつの時代になっても通用する、いやしなければならぬ公理と信じているものです。税務職員の業務をどのような基準で評価するのか。国民のサイトからも注意深く監視したいのは、私だけではないでしょう。都内某署の幹部は、「評価は、数字でなければできない」旨公言したと聞きました。トラブルなく、効率的に、滞納のない事案の創出はどうすればいいかは、火を見るより明らかなことではないでしょうか。これでは、現世では死語に近いと述べた冒頭の「ネズミと猫」語の復活ではありませんか。

これらの構想は、単に税務職場の効率化の問題だけでなく、公務員制度そのものの否定になりかねないかと危惧しています。（時）

センター活動日誌

- 06. 9. 9 国公共済会の税金相談開始
- 06. 9. 20 公益法人等課税研究会
- 06.10. 4 第35回公開講座 参加者93人
大増税体制と税務署の機構再編、
強化される調査・徴収、その対応
- 06.10. 5 第2回理事会 センターの事務
運営ほか
- 06.10. 29 第23回税務行政権利研究会
① 足立区におけるニューパブ
リックマネージメント (NP
M) と税務行政
② クレジットカードによる税
の納付
- 06.11.10 講座「知っておきたい、納税者
の立場からみた徴収手続対策」
—東京データ通信協同組合
- 06.11. 25 秋のシンポジウム「これからの
税務調査、質問検査権の法理」
—税経新人会
- 06.12. 3・4 公益法人等課税研究会
- 06.12. 8 第3回理事会 第36回公開講
座の準備ほか



新入会員紹介

※ 会 員

- ・近藤 勝美
住 所 東大和市桜が丘 2-215-12-212
事務所 立川市曙町 2-8-30
三上ビル4階
- ・坂村 武春
住 所 千葉市若葉区都賀の台 1-26-4
事務所 中央区日本橋 2-5-3
浜町藪ビル6階
- ・永原 征夫
住 所 長野市篠ノ井布施五明 1-23
事務所 長野市三輪 9-10-8
中央経理事務所
- ・清川 俊夫
住 所 板橋区泉町 11-2-104
事務所 同 上

ザ・コラム

新年 明けましておめでとうございます。

軽々に命なんぞと書いてみせ

—朝日川柳

古くは万葉の時代に、山上憶良が「貧窮問答歌」に詠める—

「いとのかきて 短き物を 端切ると 言へ
るがごとく 楚(しもと) 取る 五十戸長
(さとおさ) が声は 寝屋殿(ねやど) まで
来立ち呼ばひぬ かくばかり 術(すべ) な
きものか 世の中の道」

こんなにも術のないものか、世の中に生きるといふことは、といったものである。

いま消費税大増税、教育福祉切捨ての嵐が吹き荒れている。許すまじ。

この時、本間税調会長が任に耐えぬと異例の辞任に追い込まれた。

根っからの大企業減税論者と頼む仁はわんささというだろう。メジャーと名乗って渡米されてはいかが。

新渡戸稲造は言う—人間は国家より大きい。

税理士の一分を果たす年にしたいものだ。